

## 議案第10号関連資料

## 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

## 1 改正理由

国家公務員の取り扱いに準じ、国の機関に派遣される職員等に支給する単身赴任手当を新設するとともに、人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正内容

## (1) 単身赴任手当の新設

人事交流による国(本省)への派遣等により、配偶者と別居し、単身で生活することになった場合に、国の取り扱いに準じ、単身赴任手当を支給します。

区 分	支給額
基礎額	月額 30,000 円
加算額	職員の住居と配偶者の住居との交通距離が 100 km 以上の場合、距離に応じて、70,000 円を上限に支給します。 例) 明石・東京間(約 550 km)の場合、24,000 円を加算

## (2) 任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額の引き上げ

本年度の本市一般職の給与改定に準じ、任期付職員及び2020年4月から新たに任用する会計年度任用職員の給料月額を平均0.6%引き上げます。

なお、ボーナスの支給月数の引き上げについては、条例の規定上、既に改定されている一般職に連動することとなっています。

## 任期付事務員(週4日勤務)の場合

(単位:円)

	給 料 (月額)	地域手当 (月額)	期末勤勉手当(年間)		年 収
			支給月数	額	
現 行	132,664	7,959	4.45 月	625,772	2,313,248
改正後	134,158	8,049	4.50 月	639,932	2,346,416
増 減	+1,494	+90	+0.05 月	+14,160	+33,168

(3) 地方公務員法等の改正に伴う所要の整備

① 会計年度任用職員制度の導入に係る規定の整備

会計年度任用職員のサービスの宣誓及び公務災害補償に係る規定などを整備します。

② 選挙事務に従事する職員に支給する報酬に係る規定の整備

非常勤特別職として報酬を支給できる職が、投票管理者及び開票管理者に限定されることから、職務代理者など他の役職の報酬については、現行額のまま特殊勤務手当に切り替える旨の規定整備を行います。

③ 学校職員の部活動の指導業務に係る特殊勤務手当の改定

県の給与改定に準じ、休日における部活動の指導業務に係る特殊勤務手当について、支給額を改定します。

(支給単位：日額)

従事時間	現行	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度～
3時間程度/日		2,700円			
4時間程度/日	3,600円	3,600円	3,300円	3,000円	2,700円

### 3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例
- (2) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (3) 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (4) 明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例
- (5) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (6) 明石市職員のサービスの宣誓に関する条例
- (7) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (8) 明石市職員退職手当条例
- (9) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (10) 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 4 施行予定期日

2020年4月1日から施行します。

ただし、任期付幼稚園教諭に適用する任期付行政職給料表11号給の改正規定は、一般職の給与改定の適用時期に合わせるため、2019年4月1日から適用します。

また、公務災害補償に係る改正規定は、2020年4月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用します。